

白岡市個人情報保護法施行条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び白岡市個人情報保護法施行条例（令和 4 年白岡市条例第 26 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用）

第 2 条 条例第 3 条第 2 項に規定する保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（費用の減免）

第 3 条 条例第 3 条第 3 項の規定による費用の減額又は免除を受けようとする者は、様式第 1 号の費用減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、減額又は免除の可否を決定し、様式第 2 号の費用減免決定（却下）通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（個人情報ファイル簿）

第 4 条 法第 75 条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第 3 号の個人情報ファイル簿によるものとする。

（開示請求書）

第 5 条 法第 77 条第 1 項に規定する開示請求書は、様式第 4 号の開示請求書によるものとする。

（開示決定通知書）

第 6 条 法第 82 条第 1 項の書面は、様式第 5 号の開示決定通知書とする。

2 法第 82 条第 2 項の書面は、様式第 6 号の開示をしない旨の決定通知書とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第7条 条例第4条第2項の書面は、様式第7号の開示決定等期限延長通知書とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第8条 条例第5条の書面は、様式第8号の開示決定等期限特例延長通知書とする。

（第三者意見照会書等）

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、様式第9号の第三者意見照会書により行うものとする。

2 法第86条第2項の書面は、様式第10号の第三者意見照会書（法第86条第1項）により行うものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、様式第11号の第三者開示決定等意見書（法第86条第2項）とする。

4 法第86条第3項の書面は、様式第12号の開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書により行うものとする。

（訂正請求書）

第10条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、様式第13号の訂正請求書によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第11条 法第93条第1項の書面は、様式第14号の訂正決定通知書とする。

2 法第93条第2項の書面は、様式第15号の訂正をしない旨の決定通知書とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第12条 条例第6条第2項の書面は、様式第16号の訂正決定等期限延長通知書とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第13条 法第95条の書面は、様式第17号の訂正決定等期限特例延長通知書とする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第14条 法第97条の書面は、様式第18号の保有個人情報提供先への

訂正決定通知書とする。

（利用停止請求書）

第 15 条 法第 99 条第 1 項に規定する利用停止請求書は、様式第 19 号の利用停止請求書によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第 16 条 法第 101 条第 1 項の書面は、様式第 20 号の利用停止決定通知書とする。

2 法第 101 条第 2 項の書面は、様式第 21 号の利用停止をしない旨の決定通知書とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第 17 条 条例第 7 条第 2 項の書面は、様式第 22 号の利用停止決定等期限延長通知書とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第 18 条 法第 103 条の書面は、様式第 23 号の利用停止決定等期限特例延長通知書とする。

（諮問をした旨の通知書）

第 19 条 法第 105 条第 2 項の規定による通知は、様式第 24 号の諮問をした旨の通知書により行うものとする。

（委任）

第 20 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定（同法第 51 条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（白岡市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 白岡市個人情報保護条例施行規則（平成 7 年白岡町規則第 24 号）は、廃止する。

（白岡市職員の採用に関する規則の一部改正）

3 白岡市職員の採用に関する規則（平成２８年白岡市規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項を次のように改める。

受験者から口頭又は文書により試験結果の提供について求めがあったときは、個人情報保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６９条第２項の規定により、受験者に対し、当該試験結果を提供することができる。

第９条第２項中「開示」を「提供」に改める。

別表（第 2 条関係）

区 分		金 額
写しの作成に要する費用	電子複写機により作成したもの（白黒）	1 枚 1 0 円
	電子複写機により作成したもの（カラー）	1 枚 2 0 円
	上記以外のもの	実費相当額
写しの送付に要する費用		郵便料金の額

備考 1 枚の紙の両面に複写した場合の写しの作成に要する費用は、2 枚として計算する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

費用減免申請書

年 月 日

（宛先）白岡市長

住所又は居所

氏名

電話番号

（ ）

白岡市個人情報法施行条例第 3 条第 3 項の規定による費用の減免を受けたいので、白岡市個人情報保護法施行条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

- 1 開示請求の内容
- 2 減免を受けようとする額
- 3 減免を受けようとする理由

費用減免決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで申請のあった費用減免申請について次のとおり決定したので、白岡市個人情報保護法施行条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

- 1 費用減免の決定
- 2 減免する額
- 3 減免（却下）する理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当 部 課 担当
電話 内線

様式第3号(第4条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

個人情報ファイルの種別	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

様式第4号（第5条関係）

開示請求書

年 月 日

（宛先）白岡市長

住所又は居所 _____
氏名 _____
電話番号 _____（ ） _____

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ （□にチェックをしてください。）

□閲覧 □写しの交付 □その他（ ）

＜実施の希望日＞ 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等（□にチェックをしてください。）

ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人

イ 請求者本人確認書類

□運転免許証 □健康保険被保険者証

□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

□その他（ ）

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 □未成年者（ 年 月 日生） □成年被後見人

□任意代理人委任者

（ふりがな）

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 □委任状 □その他（ ）

開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等 ※同封した説明事項をお読みください。

(1)	開示の実施の方法等		
(2)	事務所における開示を実施することができる日時及び場所		
	期間	年 月 日から 年 月 日まで（土曜日、日曜日及び祝祭 日を除く。）	
	時間		
	場所		
(3)	写しの送付を希望する場合の準備日数		
(4)	費用		
	写しの作成に要する費用（見込み額）	円	
	写しの送付に要する費用（見込み額）	円	

担当	部	課	担当
電話			内線

開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当 部 課 担当
電話 内線

様式第 7 号（第 7 条関係）

開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、白岡市個人情報保護法施行条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

担当 部 課 担当
電話 内線

開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、白岡市個人情報保護法施行条例第 5 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 5 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

担当 部 課 担当
電話 内線

第三者意見照会書（法第 8 6 条第 1 項）

第 号
年 月 日

様

白岡市長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 7 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 1 項の規定により、意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した第三者開示決定等意見書を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いる に関する 情報の内容	
意見書の提出先	(連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

担当 部 課 担当
電話 内線

第三者意見照会書（法第 86 条第 2 項）

第 号
年 月 日

様

白岡市長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 7 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 86 条第 2 項の規定により、意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した第三者開示決定等意見書を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第 86 条第 2 項第 1 号 又は第 2 号の規定の適用 区分及びその理由	(☐ にチェックをしてください。) 適用区分 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に 含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	(連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

担当 部 課 担当
電話 内線

第三者開示決定等意見書

年 月 日

（宛先）白岡市長

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	（☐にチェックをしてください。） ☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1）支障（不利益）がある部分 （2）支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第 12 号（第 9 条関係）

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 86 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当 部 課 担当
電話 内線

訂正請求書

年 月 日

（宛先）白岡市長

住所又は居所 _____
 氏名 _____
 電話番号 _____（ ） _____

個人情報の保護に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号 _____ 日付 年 月 日 _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) _____ (理由) _____

☐ にチェックをしてください。

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____

- | | |
|---|--|
| 4 | 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 () |
| 5 | 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 () |

訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当 部 課 担当
電話 内線

訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当 部 課 担当
電話 内線

訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、白岡市個人情報保護法施行条例第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

担当 部 課 担当
電話 内線

訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 95 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 95 条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

担当 部 課 担当
電話 内線

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 92 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 97 条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

担当 部 課 担当
電話 内線

利用停止請求書

年 月 日

（宛先）白岡市長

住所又は居所
氏名
電話番号（ ）

個人情報の保護に関する法律第 99 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨）（☐にチェックをしてください。） ☐第 1 号該当（☐利用の停止 ☐消去） ☐第 2 号該当（提供の停止） （理由）

☐にチェックをしてください。

1 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐その他（ ） ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所

利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当 部 課 担当
電話 内線

利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当 部 課 担当
電話 内線

利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、白岡市個人情報保護法施行条例第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

担当 部 課 担当
電話 内線

利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 3 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 1 0 3 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

担当 部 課 担当
電話 内線

諮問をした旨の通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長 印

年 月 日付けの白岡市長に対する審査請求について、次のとおり白岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第 1 0 5 条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日及び諮問番号	年 月 日 諮問 号

担当 部 課 担当
電話 内線